第２次 豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

改訂版

令和５年３月

豊田市　豊田市社会福祉協議会

目次

**はじめに**

１　地域福祉とは

２　地域共生社会の実現に向けて

**第１章　計画の改訂にあたって**

１　計画の位置づけ

２　改訂にあたっての基本的な考え方

３　計画の期間

４　計画の策定体制

**第２章　豊田市を取り巻く現状と課題**

１　社会情勢等の変化

２　地域会議からの意見（諮問・答申）

３　Ｅモニターの結果（市民の意見）

４　前期期間の評価と今後の方向性

**第３章　計画の基本的事項**

１　基本理念

２　６つの視点

３　地域福祉に関わる様々な立場と４つの段階

４　基本目標

５　計画の体系

**第４章　基本目標・施策の展開**

基本目標１　地域の支え合いの仕組みづくり

基本目標２　地域福祉の担い手づくり

基本目標３　誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

基本目標４　地域福祉を推進するための基盤づくり

**第５章　さらなる基盤づくりに向けて**

１　地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）

２　他分野の計画などと連動する項目

**第６章　計画の推進体制**

１　計画の進行管理

２　計画の評価体制

**資料編**

１　改訂の経過

２　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会

３　地域福祉活動推進委員会

４　用語説明

はじめに

１　地域福祉とは

　「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか？

「地域福祉」は地域に暮らす、誰にとっても関係のあることです

「地域福祉」には“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に、「地域」という言葉がついています。つまり言葉のとおり、「地域福祉」には、一人ひとりが普段の暮らしの中で、幸せを感じることができる地域をみんなの手でつくっていくという意味が込められています。

地域には、生まれたばかりの赤ちゃんから、働き盛りの人、定年退職した高齢者といった多様な年代の人や、障がいのある人や一人で子どもを育てている人、外国にルーツを持つ人など、様々な人が暮らしています。こうした様々な人、一人ひとりが幸せに暮らせる　地域は、どうしたらつくることができるでしょうか？

まずは、一人ひとりがお互いを理解し、認め合い、思いやりを持つことからはじまります。それが助け合いや支え合いとなり、その輪が広がるほど「地域福祉」は進んでいきます。

地域での人間関係が希薄になりがちな現代ではありますが、身近な暮らしの中で起こる困りごとを「自分ごと」として考え、誰かを助けながら、そして誰かに助けられながら、人と人とのつながりや出会いを大切にして、誰も排除せず、誰もが自分らしく生きることができる地域をつくることが大切です。

２　地域共生社会の実現に向けて

　近年、高齢福祉や障がい福祉、子育て支援など、各制度の充実が図られている一方で、人口減少や家族・地域社会のあり方の変化などにより、介護や子育て、経済的な困窮、健康などの複合した問題を抱えている人や世帯が見られます。こうした問題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができず、暮らしが追い込まれ、その結果、危機的な局面になるまで問題が表面化しない状況が多くなっています。

複雑化・多様化した地域生活課題については、既存の個別分野ごとの福祉制度では対応が難しく、また、自ら助けを求めないと支援につながらない、という問題があるため、個別分野ごとに整備されたこれまでの支援体制を見直し、地域住民や関係団体などが「我が事」となって参画し、制度や分野を超えて人や資源が「丸ごと」つながることが必要となります。

困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うには、本人や家族との継続的なつながりが重要であり、専門職による伴走型の支援が求められます。

また、複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立している場合も多いため、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。行政や専門職では行き届かないところで行われる、住民同士の見守りや助け合いといった活動は、場合によっては専門職による伴走型の支援と同等か、それ以上の力を発揮することもあり、これからの地域福祉には必要不可欠となっています。

豊田市（以下、「本市」という。）では、平成29年度より高岡地区、平成30年度より猿投地区に「健康と福祉の相談窓口」をモデル的に設置し、地域の困りごとや、豊田市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が配置するコミュニティソーシャルワーカーが地域のつながりの中で把握した課題などを、様々な地域住民と連携しながら、解決に結びつけてきました。その実績を踏まえ、令和2年度より全市域において、身近な相談窓口で困りごとを受け止め、住民や地域、専門職、社協、行政が連携しながら課題を解決する体制を整備し、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

第1章　計画の改訂にあたって

　第１章では、「第２次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の改訂にあたっての基本的な考え方などについて説明しています。

１　計画の位置づけ

　「豊田市地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。

「豊田市地域福祉活動計画」は、住民が主役となった地域福祉活動を実践するために社協が策定する住民活動計画です。

本計画は、行政と社協が連携を図りながら上記の計画を一体的に策定するものです。

本市では平成29年３月に「第８次豊田市総合計画」を策定し、令和22（2040）年を展望した基本構想と、基本構想で掲げた目指す姿を実現するための実践計画を示しています。実践計画では３つの重点施策が掲げられ、その１つが「超高齢社会への適応」です。本計画は、「超高齢社会への適応」に向けた地域福祉分野での実効性を確保するうえで要となる計画です。そのため、福祉に関わる各分野の基盤計画として、整合・連携を図りながら計画を策定します。

２　改訂にあたっての基本的な考え方

　改訂版については、第２次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第２次計画」という。）の計画期間中であり、最終年度の令和７年度に向け事業を推進している段階であるため、基本理念、計画の大幅な体系の変更は行わず、前期期間（令和２～４年度）の取組の進捗状況、国の動向など社会情勢の変化などを踏まえ、重点取組とそれに位置付けられた主な事業の追加・修正、関連する指標の見直しなどを行うものとします。

３　計画の期間

　改訂版は、第２次計画の後期期間となる令和５年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの３年間を計画期間とします。

４　計画の策定体制

　改訂版は、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と「地域福祉活動推進委員会」が中心となり、計画の検討を行いました。また、関係機関へのヒアリングに加え、地域会議への諮問、Ｅモニターの実施など、各種市民の参画を経て策定しています。

第２章　豊田市を取り巻く現状と課題

　第2章では、社会情勢の変化、前期期間の評価、地域会議の答申（市民の意見）などから、本市の地域福祉の現状をまとめ、改訂版の方向性を説明しています。

１　社会情勢等の変化

（１）国の動き

社会福祉法の改正

令和3年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築、いわゆる「重層的支援体制の整備」とその事業の実施計画の策定の努力義務化や、地域における公益的な取組の推進や事業所の体制強化を図る「社会福祉連携推進法人」制度の創設などが新たに規定されています。

重層的支援体制整備事業とは、以下の①～⑤の事業のことをいいます。

①包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する

②多機関協働事業

複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける

④参加支援事業

社会とのつながりを作るための支援を行う

⑤地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり、コーディネートを行う

孤独・孤立対策

近年、職場や家庭、地域で人々が関わり合い、支え合う機会が減少してきています。長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化する中、国により令和３年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、次の４つの基本方針の推進が必要とされました。

孤独・孤立対策の基本方針

①支援を求める声を上げやすい社会

実態把握、情報発信、声を上げやすい環境整備

②切れ目ない相談支援

相談体制（電話・SNS相談の24時間対応の推進）の整備、人材育成等の支援

③見守り・交流の場や居場所づくりを確保、「つながり」を実感できる地域づくり

居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、包括的支援体制の推進など

④NPO等支援団体への支援、連携強化

活動団体への支援、プラットフォーム形成支援、推進体制の整備など

また、施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、令和３年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が実施され、孤独の状況（30代が最も高い）やその状況に至る前の経験（一人暮らし、転校・転職・離職・退職、家族との死別、心身トラブル、人間関係など）、孤立の状況（約５割が「社会参加しておらず」、約９割が「支援を受けていない」）など調査結果が公表されています。

成年後見制度

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、平成29年３月に成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和３年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。

令和4年3月、第１期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第２期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取り組みも進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

第２期成年後見制度利用促進基本計画のポイント

①成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

成年後見制度の見直しに向けた検討、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討

②成年後見制度の運用の改善

家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人等の選任など

③後見人等への適切な報酬の付与

最高裁判所、家庭裁判所による適切な報酬算定や、報酬助成事業の見直し検討

④権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

中核機関のコーディネート機能強化、市民後見人や法人後見の担い手育成や支援など

自殺対策

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われています。令和4年10月、昨今のコロナ禍の自殺の動向等も踏まえ、新たな大綱として、「自殺総合対策～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

自殺総合対策大綱のポイント

①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解等を含めた教育の推進など

②女性に対する支援の強化

妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策など

③地域自殺対策の取組強化

地域のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム構築など

④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

孤独・孤立対策等との連携、ゲートキーパー普及、SNS相談体制充実など

（２）愛知県の動き

ヤングケアラーへの対策

高齢者や精神疾患を抱える人などケアを必要とする人が増えている一方、共働き世帯やひとり親世帯が増えるなど、家庭内でのケアに時間をかけることができる大人が減ってきているという背景から、近年、ヤングケアラーという問題が顕在化してきています。

愛知県においても、県内全域で実態調査を実施し、ヤングケアラーと思われる子どもの生活実態や課題等を調査し、令和４年３月にその結果が公表されました。調査結果から抽出された課題は次のとおりであり、その対策を進めていく必要があります。

愛知県ヤングケアラー実態調査から抽出された課題

①ヤングケアラーという言葉や問題の認知度が低く、相談につながらない

②家族のことは話したくないため、相談したことがある子どもの割合が低い

③家庭内の問題として表面化しにくく、支援が届いていない家庭が多い

④当事者の集いの場や自由に使える時間、学習サポートを希望する子どもが多い

（３）豊田市役所の動き

相互理解と意思疎通に関する条例の制定

　障がいや国籍、年齢等に関係なく、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指し、配慮を必要とする人への理解を深め、お互いの意思を伝え合える環境をつくっていくことを目的に、令和２年度に「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を制定（令和３年度施行）しました。

　条例では、市の責務、市民、事業者の役割を定め、多様な意思疎通手段の利用拡大を目指すとしており、条例に基づく行動計画に沿って、人材育成やICTの活用など含め、率先して実践するべき市役所の取組や、市民・事業者と全市的に取り組む事業を推進しています。

再犯防止推進計画の策定

再犯の防止等の推進に関する法律を受け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、令和３年度に豊田市再犯防止推進計画を策定しました。

再犯者の約半数は窃盗犯であること、窃盗犯の約半数は無職者であることから、窃盗の要因となる生活困窮や社会的孤立に陥らないよう、刑事司法機関との連携を強化し、福祉的な支援につなげることで再犯の防止を推進していきます。

成年後見制度利用促進計画の中間見直し

当市は、地域共生型社会システムの構築を目指し、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、豊田市成年後見制度利用促進計画（計画期間：令和２年度～7年度）を策定しています。

令和４年度から新たにスタートする国の第２期成年後見制度利用促進基本計画や、前期期間中の取組実績等を踏まえ、重点取組の後期期間における取組指標の設定や、新たな取組の追加等の見直しを行います。

自殺対策計画の見直し

自殺対策基本法に基づく計画として、また、「自殺総合対策大綱（誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す）」を踏まえ、平成30年度に「豊田市自殺対策計画」を策定しました。

令和4年10月に閣議決定された「新たな自殺総合対策大綱」や、現行計画のこれまでの取組実績等を踏まえ、令和6年度を始期とする新たな健康づくり計画に位置付けて策定します。

（４）豊田市社会福祉協議会の動き

ボランティアセンターの機能強化

　令和２年度に、テーマ型、地縁型のボランティア団体をはじめ、公益的な取組を行う福祉施設や社会貢献活動を行う企業等の関係者に参画いただき「ボランティアセンター運営委員会」を設置しました。

　ボランティア講演会や養成講座の開催など、ボランティア活動の裾野の拡大や、ボランティア情報交換会の開催など地区別の情報交換会、お助け隊ネットワーク情報交換会、子どもの支援ネットワーク会議、中間支援組織連携に向けてのコア会議など新たにネットワーク会議を開催しヨコ連携を図るなど、ボランティアセンターの機能強化に取り組みました。令和５年度以降も、引き続きボランティア活動の促進を図ります。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

　猿投地区、高岡地区に続き、令和２年７月に、上郷地区、高橋・松平地区のコミュニティセンター内に出張所を設置し、職員をCSWとして配置しました。

　これに伴い、福祉センター、４出張所及び６支所による、身近な地域での相談体制の　　整備を行いました。引き続き、身近な地域での「支え合いの地域づくり」と「相談支援」を実施します。

（５）その他注視すべき社会情勢

Withコロナ、Afterコロナ

　令和２年１月頃から感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、未だにその動向の見通しができていません。

当計画に位置付けられた多くの事業もその影響を受けざるを得ませんでした。しかし、そのような中においても、地域福祉の推進に向け、消毒・感染対策の徹底、人数制限やオンラインの活用など、工夫をしながら着実に事業を進めてきました。

今後も感染症対策を意識した事業のあり方や形態について、継続して検討を進めていく必要があります。

デジタル・トランスフォーメーション（DX） ／ デジタル・ディバイド

令和３年９月に日本のIT化を加速させるための司令塔としてデジタル庁が発足しました。本市においても、情報戦略課が設置され、「行かない、書かない、待たない」市役所をキャッチフレーズに窓口や事業のあり方の見直しを行っているところです。

支えるべき人が増え続ける中、福祉現場の担い手の負担軽減や利用者の利便性を考慮し、ICT技術の活用促進を図っていくとともに、市が持つ福祉情報のオープンデータ化を進

め、民間による新たな福祉サービスの創出を促していく必要があります。

あわせて、高齢者などデジタル弱者、いわゆるデジタル・ディバイドに対する取組も検討していく必要があります。

後期高齢者の急増

2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されています。

2022年厚生労働白書によると、2018年の医療・福祉就業者は826万人で全就業者の12％を占めています。2040年には、全就業者数の２割となる1,070万人の医療・福祉就業者が必要と見込まれるものの、実際に確保できるのは974万人とされており、96万人が不足する推計となっています。

　そのため、国では医師や看護師など専門職間での仕事移管や共有といったタスクシフトやタスクシェア、介護助手やロボットの導入などが提起されていますが、地域においてもボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等「専門人材の確保・育成」について、より一体的に、段階を踏みながら進めていく必要があります。

後期計画（改訂版）で意識すべきポイント

孤独・孤立（ひきこもりや自殺対策含む）、ヤングケアラー、再犯防止の観点など新たな課題も含め、多様な対象者を受け止め、多機関協働で支援する体制の強化（＝重層的支援体制推進事業の着実な実践）を進めていく必要があります。

孤独・孤立を抱える人やヤングケアラーなど発見そのものが難しいケースがあることを想定し、対象者が自ら支援を求める声を上げやすい（対象者を発見できる）環境の整備を進めていく必要があります。

支援対象者の増加、コロナへの対応などDXの視点（仕事そのものを見直す）をもって、負担軽減、業務効率化、感染症拡大に左右されない新たな事業形態について継続して検討していく必要があります。

支援対象者の増加を見据え、地域福祉の担い手の確保・育成と着実に活躍の場につないでいく仕組みの検討を進めていく必要があります。

２　地域会議からの意見（諮問・答申）

（１）地域会議の概要

本市では、豊田市地域自治区条例に基づき、地域社会の住民自治力（地域力）を高めるため、市民とのパートナーシップのもとで最も効果的、効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りの持てる地域づくりを目指す、「地域会議」を地域ごとに設置しています。

　地域会議は、地域の専門家であり、地域の多様な意見の集約と調整を役割としています。地域のことは地域住民自ら考え、実行でき、地域住民の意見を市政に的確に反映し、地域との共働により地域課題の解決を図っていく、その実現に向け、市街地及び山間地域の２つの地域会議へ諮問を行い、市民の意見を答申としていただきました。

実施概要

参加者　地域会議委員（自治区長・役員、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、自主防災会、高齢者クラブ、保護司、社協職員など）

開催地区と参加人数　足助地域会議１７人、若林地域会議２０人

実施時期　足助地域会議　令和４年7月25日　諮問・趣旨説明・意見交換、９月26日　答申（地域発取組提案）

若林地域会議　令和４年7月22日　諮問・趣旨説明・意見交換、９月30日　答申（地域発取組提案）

諮問内容　第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標である「１ 地域の支え合いの仕組みづくり」「2 地域福祉の担い手づくり」に資する地域発の取組提案について

特に提案いただきたいアイデア・手法

①地域で支援対象者を発見するアイデア・手法

②「地域の支え合いを推進する」「地域福祉の担い手を創出する」アイデア・手法

（２）地域会議の結果（答申内容＝市民の提案）

答申いただいた主な内容（地域発の取組提案）は以下のとおりです。

１　地域で支援対象者を発見するアイデア・手法

地域で行うこと（行いたいこと）

「ささえあいネット」の対象を高齢者だけでなく、障がい者や子ども等幅広に対応することで、早期発見・見守りができる体制をつくる

地域住民に「（仮称）福祉特派員」として登録してもらい、地域の先端窓口としての様々な気づきを社協支所に随時連絡してもらい、関係機関や専門家と連携して対応していく体制をつくる

日常のごみ出しや、洗濯物の頻度、郵便物や新聞の溜まり状態などに異変を感じた時に、報告や連絡・相談をできる窓ロ、連絡網を自治区で作成し、民生委員や行政など支援機関へ繋げる体制づくりを行う

共働で行うこと、支援してほしいこと

「ささえあいネット」の弾力的運用や「（仮称）福祉特派員」の仕組みづくりへの支援をしてほしい

公共施設や区事務所、回覧、地域協力店など日常生活の目に留まる場所に、地域福祉情報や相談窓口のQRコードなどを設置し、相談することに対する心のハードルを下げる環境づくりを進める

地域福祉に関する相談窓口が市内の各地域に設置されおり、誰でも気軽に相談できるということを積極的に周知する必要がある

２　地域の支え合いを推進する、地域福祉の担い手を創出するアイデア・手法

　地域で行うこと（行いたいこと）

日頃から顔の見える近所付き合い・人付き合いが重要、各地域においてお互いの信頼関係を構築するよう働きかけをより積極的に実施していく

地域の支え合いを推進するため、地域のお祭りや行事など地域住民同士がふれ合う交流の機会を増やす。隣近所を基本とする組や自治区ごとの催しや、多世代交流として子ども会と高齢者クラブのコラボ企画など地域内の顔の見える関係が広がる機会を創出する

共働で行うこと、支援してほしいこと

　小中学生、高校生、大学生等を対象に、早い段階から地域福祉に関する研修機会等を設け、将来の「つなぐひと」となり得る人材の育成を推進することが必要

地域で活動する各団体（自治区、お助け隊、民生・児童委員、包括支援センター、社協支所など）がそれぞれの役割をもって地域福祉に関われるよう連携強化を目的とした連絡協議会を創設する

多様な主体が様々な角度から包括的に支援するためには、情報共有が不可欠。「個人情報を『だれが・どこまで・どう』知るのか」、柔軟に対応できるよう制度・運用の見直しを進めることが必要

３　Eモニターの結果（市民の意見）

（１）Eモニターの概要

本市には、市民に「Eモニター」として登録いただき、スマートフォンやパソコンからインターネットによるアンケート調査に協力いただく制度があります。本計画の改訂にあたり、市民の地域との関わりや福祉に対する考えなどを把握するために、活用しました。 ※計画策定時は「20歳以上の市民4,000人」にアンケート。対象異なることに留意

実施概要

回答者数　158人　内訳　男性51人（32％）、女性107人（68％）

年齢　20～29歳　3人　1.9％、30～39歳　24人　15.2％、40～49歳　52人　32.9％、50～59歳　41人　25.9％、60～64歳　14人　8.9％、65～69歳　7人　4.4％、70～74歳　14人　8.9％、75～79歳　2人　1.3％、80歳以上　1人　0.6％

職業　会社員　46人、会社経営・役員　3人、自営業　5人、農林水産業　1人、公務員　4人、パート・アルバイト　43人、専業主婦　35人、無職　19人、その他　2人

実施時期　令和４年７月29日から８月７日まで

（２）結果

成果目標とした指標の状況

条件によっては、ボランティア・地域活動へ参加したい人が約７割おり、地域や福祉の現場に結び付けていく働きかけが求められます。

「家族や親族以外の相談先がない」人が約３割、「相談しない」人が２割で、窓口や相談することの大切さを周知していく必要があります。

「身近に集える場所」が「特にない」人が約３割となっており、居場所づくりとその周知をさらに進めていく必要があります。

「福祉の窓口」の認知度

　各支所（上郷、猿投、高岡、高橋、松平）に設置されている「福祉の相談窓口」の認知度

は約２割と低く、必要なタイミングで利用できるよう周知・啓発が必要です。

普段のコミュニケーション手段

　約９割が普段から携帯電話・スマホでコミュニケーションをとっており、オンラインを活用した相談や交流支援も検討を進めていく必要があります。

となり近所の助け合い

　日常生活の話し相手や声掛け、防犯、災害時の手助けなど、「自分が協力できること」

と「手助けしてほしいこと」は前回調査と同様の傾向となっており、引き続き、助け

合い・支え合う「地域福祉」の意識啓発と手助けしてほしいこと・協力できることの

マッチングを進めていく必要があります。

支援を必要とする人を発見するアイデア

家庭訪問し話の中から引き出す、近所付き合い、あいさつ、声かけ、自治区で各家庭にアンケートなど配り、困りごとを把握する、インターネットを介した相談窓口、自発的に声があげられないと思われるので、情報を発信し続け、声を上げる事への恐怖や心配や不安を和らげる、周囲の気づいた方が気軽に連絡や相談できる窓口の設置　など

孤独・孤立への支援

　孤独・孤立への支援としては、交流機会の提供、居場所、見守り、情報発信の充実が有効と考えられます。

４　前期期間の評価と今後の方向性

　第２次計画の改訂にあたり、前期期間の進捗状況の検証・評価を行い、今後の方向性を検討しました。

　基本目標１　地域の支え合いの仕組みづくり

　基本的な考え方１　多様な主体による地域福祉活動の促進

　重点取組１　ボランティア活動の促進

主な事業　①ボランティアセンターの機能強化、②社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進、③企業による社会貢献活動の促進

これまでの取組

ボランティアコーディネーターの機能を社協支所にも位置づけ、住民の身近な場所で地域生活課題とボランティア登録者のマッチングを行っています。また、ボランティア同士の横の連携強化、中間支援組織のネットワーク強化に向けた情報交換会などを実施しています。さらに、ボランティア活動者の裾野拡大として、講演会、養成講座や体験会などを実施しています。

社会福祉法人の公益的な取組の推進に向け、先進事例の紹介や取組に対する助言、公表などを行っています。

地域包括支援センターを中心に、福祉サービス事業者や飲食店などに対して、「ささえあいネット高齢者見守りほっとライン」への登録勧奨を行い、地域で連携して高齢者を見守るネットワークづくりを進めています。

数値目標の達成状況

評価指標名　社協ボランティアセンター登録者数、策定時　482グループ（18,713人）

310人、目標値　登録者数を策定時より増やす、現状値　503グループ（24,825人）

276人、達成度　順調

考察・課題など

コロナの影響でボランティア活動にも制限があり、一時は登録者数も減少しましたが、養成講座や体験会の実施など裾野拡大の取組を行ったことで、徐々に登録者数も増えつつあります。養成講座受講者の中には個別支援に協力できると回答する方も出てきており、多様化・複雑化する個別ニーズに対応できるボランティアの育成が進みつつあります。

地域の買い物支援など社会福祉法人による公益的な取組が増えています。また、「ささえあいネット高齢者見守りホットライン」協力機関を中心に、高齢者の心身の異常の早期発見や支援につながったケースも出てきており、地域の見守り体制が進みつつあります。

基本的な考え方２　包括的な相談支援体制の充実

重点取組１　総合相談体制の整備

主な事業　①全市的な総合相談体制の整備とCSWの効果的な配置、②包括的な支援体制を支えるICT技術の導入・活用

重点取組２　多分野の連携によるネットワーク形成

主な事業　①多職種連携研修・会議の充実

これまでの取組

市役所本庁舎（福祉総合相談課）及び上郷、猿投、高岡、高橋、松平の各支所（福祉の相談窓口）に総合相談窓口を設置し、社協CSWと連携して、身近な地域で相談を受け止め、必要に応じて多機関協働で支援する体制を構築しています。

　タブレット機器などを活用し、各支所の窓口から直接、本庁の専門部署と相談・支援できる体制を整備しています。

　多職種合同の研修に加え、医療、福祉、消防など分野を超えた研修を実施することで、お互いの役割の再確認や課題の共有化、「顔の見える関係づくり」を推進しています。

数値目標の達成状況

評価指標名　総合相談窓口相談件数、策定時　573件、目標値　策定時より相談件数を増やす、現状値　4,941件、達成度　順調

評価指標名　多職種連携研修・会議の開催回数、策定時　12回、目標値　策定時より開催回数を増やす、現状値　101回、達成度　順調

考察・課題など

コロナの影響で仕事を無くした人などの相談が急増し、市役所本庁舎（福祉総合相談課）や社協CSWへの相談件数が大きく伸びた一方、Eモニターの調査結果では、各支所にある「福祉の相談窓口」の認知度が２割に留まっており、周知が進んでいません。

コロナ禍においてもオンラインを活用するなどし、多くの研修を実施しました。オンラインの活用により遠隔地の人やテレワーク実施者も参加できるなどプラス面も見られました。

基本的な考え方３　暮らしを支える環境整備

重点取組１　コミュニケーション手段の利用促進

主な事業　①（仮）「コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の検討、

②コミュニケーション支援策の推進

重点取組２　認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進

主な事業　①成年後見支援センターなどの権利擁護機能の強化

重点取組３　避難行動要支援者対策の推進

主な事業　①地域の関係者と連携した支援体制モデルの展開、②避難行動要支援者対策を取り入れた防災訓練の実施

これまでの取組

「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を制定するとともに、条例に基づく行動計画を策定しました。

成年後見支援センターを中心に、研修などによる啓発・利用促進や、市民後見人の育成を行っています。

　自治区などと連携し、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。

数値目標の達成状況

評価指標名　条例の制定、策定時　未制定、目標値　制定、現状値　制定済、達成度　達成

評価指標名　成年後見制度相談者数、策定時　273人、目標値　相談者数を増やす、現状値　271人、達成度　遅れ

評価指標名　支援モデル実施数（延べ）、策定時　０自治区、目標値　実施数を増やす、現状値　４自治区、達成度　順調

評価指標名　避難行動要支援者対策を取り入れた防災訓練回数、策定時　５回、目標値　防災訓練回数を増やす、現状値　３回、達成度　遅れ

考察・課題など

条例制定により要配慮者への理解促進と意思疎通の円滑化に向けた行動理念を示すことができました。条例の具現化に向けた行動計画に基づき、小学校の授業や各種講座を通した啓発、企業との共働によるコミュニケーション支援ボードの作成などを実施し、要配慮者への理解を促進することができました。

市民や関係機関に対して成年後見制度についての普及啓発が進んだ一方、コロナの影響で成年後見に関する相談件数は減少傾向でした。また、市民後見人バンク登録者に比べ、市民後見人として活躍している人数が少ない状況となっています。

コロナの影響で防災訓練の実施自体が難しい状況でしたが、効率的かつ効果的な避難行動要支援者支援を目的に、ICT技術を活用した実証実験を行い、その有効性を確認しました。

改訂版に向けた方向性

コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、ボランティアの育成や活動支援、包括的な相談体制の整備、要配慮者への支援について、概ね順調に進めることができているため、以下の点に留意して、引き続き、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。

身近な地域で相談を受け、多機関協働で支援する重層的支援体制は整いつつありますが、孤独・孤立を抱える人やヤングケアラー、罪を犯した者など複雑・複合化した困りごとを抱える対象者に適切に対応できる人材の育成や支援機関の対応力強化、デジタル化などによる業務の効率化をさらに進めていく必要があります。

「福祉の相談窓口」の認知度が２割に留まるなど、身近な相談窓口に対する市民の認知度が低い状況となっているため、さらなる周知を進めていく必要があります。

基本目標２　地域福祉の担い手づくり

基本的な考え方１　地域福祉に関わる人材の裾野の拡大

重点取組１　住民福祉教育の推進

主な事業　①地域福祉活動実践の手引書の活用、②小中学生などを対象とした福祉実践教室の充実、③とよた市民福祉大学の推進

これまでの取組

住民のための地域福祉活動実践セミナーなど先進事例の発表を実施したり、同セミナーやとよた市民福祉大学で地域福祉活動実践の手引書を配布したり、地域福祉活動の取組の推進や地域福祉の担い手づくりをしています。

　小中学校にて、高齢者や障がいに対する理解を深める福祉実践教室を実施し、福祉に関する興味・関心を育む取組を進めています。

　「福祉入門コース」、「家庭介護コース」から成るとよた市民福祉大学を開講し、地域福祉を担う人材育成を進めています。

数値目標の達成状況

評価指標名　福祉実践教室の交流プログラムの開催数、策定時　０回、目標値　開催数を増やす、現状値　40校87回、達成度　順調

評価指標名　とよた市民福祉大学修了生の数（延べ）、策定時　183人、目標値　修了生の数を増やす、現状値　332人、達成度　順調

考察・課題など

福祉実践教室については、これまでの擬似体験プログラムに加え、実際に障がいのある人とレクリエーション等を通じ交流することで、共感を育み、互いの違いを認め、支え合いの必要性を学び、より地域共生社会に関する理解を深められる機会とすることができました。

コロナの影響で人数制限する必要はあったものの、とよた市民福祉大学「福祉入門コース」、「家庭介護コース」ともに開講し、地域福祉活動のはじめの一歩に向けた福祉教育を進めることができています。さらに、修了生が地域でボランティアグループを立ち上げるなど、地域福祉を担う人材が育成されています。

基本的な考え方２　福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

重点取組１　専門人材の確保・育成

主な事業　①国内人材を確保するための総合的な取組の推進、②外国人材の受入体制整備、③専門人材を育成するための総合的取組の推進、④民生委員・児童委員の活動環境の改善推進

重点取組２　事業所の体制強化

主な事業　①中小事業所による共同事業化・生産性向上への支援

これまでの取組

　高校での介護の仕事説明会による新たな担い手候補への啓発や、初任者研修の開催、求職者に対する介護の仕事セミナー＆相談会の開催、ヘルパートライ講座による有資格者の掘り起こしなど、国内人材確保に向けた取組を進めています。

　外国人介護人材の受入れに向け、事業所の各種相談対応や、日本語学習支援や介護福祉士資格試験対策講座の実施、インドネシアバンドン市との包括連携協定に基づく受入れ支援を進めています。

　現任介護職員のスキルアップ及びキャリアアップ支援研修や強度行動障がい支援検討会などを開催し、専門人材の育成を進めています。

　民生委員・児童委員の負担軽減に向け、民児協と協働で相談事例集を作成し、配布しています。

　福祉現場の負担軽減や生産性向上に向け、ロボット導入補助金や生産性向上セミナーの案内、多職種間での情報共有ツールである「豊田みよしケアネット」の普及・啓発を進めています。

数値目標の達成状況

評価指標名　担い手を確保するための取組の参加者総数（延べ）、策定時　925人、目標値

参加者総数を増やす、現状値　1,321人、達成度　順調

評価指標名　他の法人と共同で事業（研修など）を行っている法人数、策定時　44法人、目標値　法人数を増やす、現状値　57法人、達成度 順調

考察・課題など

　コロナの影響はあったものの、人数制限による「密の回避」やオンラインを活用するなど実施方法を工夫することで、専門人材の確保・育成に向けた各種取組を着実に進めることができています。今後も感染症対策やDXを踏まえ、事業のあり方、実施方法を継続して検討していく必要があります。

改訂版に向けた方向性

コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、住民福祉教育の推進、専門人材の確保・育成について、概ね順調に進めることができているため、引き続き、孤独・孤立やヤングケアラー、再犯防止などの新たな観点も含め、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。

上記取組に加え、支援対象者の増加を見据え、確保・育成した人材が着実に活躍の場につながるような仕組みの検討を進めていく必要があります。

基本目標３　誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

重点取組１　活躍できる場の拡大

主な事業　①多世代が交流・活躍できる居場所の展開、②認知症の人の社会参加を応援するプロジェクトの推進、③お助け隊などの地域の支え合い活動をする団体の支援

重点取組2　働く機会の創出

主な事業　①ハローワークなどの就労支援組織が参加する連絡会の開催、②高齢者などが生きがいを持って働くことができる場の確保、③他分野との連携による多様な就労の機会の確保、④生活困窮者を対象とした中間的就労のあり方検討

これまでの取組

地域住民主体の「地域ふれあいサロン」や「子ども食堂」など様々な世代の人が気軽に集うことができる居場所づくりや、「お助け隊」など地域の支え合い活動の支援を進めています。

　認知症の人の社会参加支援として、研修会による機運醸成や、地域包括支援センターやCSWによる本人ニーズに合わせたマッチング支援を進めています。

　就労支援組織が参加する様々な会議において、情報共有・意見交換を行っています。

　シルバー人材センターによる仕事コーディネートに加え、中高年齢層の求人開拓に向けた事業所訪問や見学会などの開催により、高齢者と企業のマッチング支援を進めています。

　共同受注窓口を設置し、障がい者就労支援施設と製造業、農業など他分野の事業とのマッチングを進めています。

　「とよた多世代参加支援プロジェクト」と連携し、福祉的な支援が必要な人の中間就労や生きがい、居場所の提供など、対象者に合った支援の創出・提供の仕組みづくりを進めています。

数値目標の達成状況

評価指標名　地域の多世代が交流できる居場所の総数、策定時　362か所、目標値　居場所の総数を増やす、現状値　382か所、達成度　順調

評価指標名　連絡会の設置、策定時　未設置、目標値　設置、現状値　未設置※既存会議活用、達成度　無し

評価指標名　福祉的な支援が必要な人を就労につなげる仕組みの構築、策定時　未構築、目標値　構築、現状値　構築済、達成度　達成

考察・課題など

コロナの影響で居場所づくりや地域の支え合いも活動自体が難しい状況でしたが、ネットワーク交流会や情報交換会などでコロナ禍での活動の工夫を共有することで、少しずつ活動を再開した団体が増えてきています。

高齢者の就労意欲を見ると、「関心はあるが、積極的な求職活動を行うほど差し迫った状況にはない層」がボリュームゾーンと見られ、ニーズに合った就労形態を模索していく必要があります。

改訂版に向けた方向性

コロナの影響で一部事業の中止や活動に影響はあったものの、身近な地域での居場所づくりや地域の支え合い活動の展開、高齢者や障がい者の就労機会の創出、既存の枠組みでは対応できない個別支援を創出・提供する仕組みづくりと、概ね順調に進めることができているため、引き続き、各種事業の改善を図りながら取組を推進していきます。

新たに顕在化してきた孤独・孤立を抱える人やヤングケアラーなどの存在を踏まえ、まずは「①支援を必要とする人が安心できる居場所・社会参加の機会を拡大」していくこと、そこから、誰もが役割を持つことで生きがいを見つけていく＝「②生きがい・就労機会の創出」といった段階を踏んだ体系に再整理していきます。

基本目標4　地域福祉を推進するための基盤づくり

基本的な考え方１　福祉風土の醸成

重点取組１　住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化

主な事業　①社協のネットワーク機能の強化、②社協の事務局機能の強化

これまでの取組

　子どもの居場所やお助け隊などボランティアのネットワーク会議や、介護サービス機関連絡協議会などの開催など多くの多者協働の場づくりを進めています。

　介護・障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、再犯防止に係る団体などから新たに法人運営への参画を得て、多様で幅広い意見を集約できる多者協働の場づくりの中核を担っています。

　地域の課題や資源を把握し、ニーズに応じた企画の立案や社会資源の開発・調整等を行いながら、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催して住民主体の新たな取組の創造を支援しています。

考察・課題など

「制度やサービスでは補うことができない困りごとを抱えた方が多い」といった地域課題に対し、社協CSWが中心となって、地域の包括支援センターや介護、障がい福祉サービス事業者などに声掛けし、高齢者や障がい者の社会参加や生産活動として困りごとの解決ができる仕組みを検討する協議体を結成するなど、多者協働の場づくり、コーディネートが進みつつあります。

改訂版に向けた方向性

地域福祉を推進する要である社協の事務局機能の強化、多者協働の場づくりによるネットワークの強化について、概ね順調に進めることができているため、引き続き、同方向性で取組を推進していきます。

上記取組に加え、支援が必要な人が声を上げやすい、発見できる福祉風土の醸成（環境の整備）をさらに進めていく必要があります。

第3章　計画の基本的事項

　第３章では、地域福祉の様々な取組を進めていくうえでの考え方を説明しています。基本理念や４つの基本目標、計画の体系などを示しており、第４章に掲載された具体的な事業や取組の基本的事項となっています。

１　基本理念

　安心して　自分らしく生きられる　支え合いのまちづくり～地域共生型社会システムの深化・推進～

　改訂版においても、多様な主体と連携し、本市の特性に合わせたシステムの構築・深化・推進を図る必要があることから、基本理念を継承し、「安心して　自分らしく生きられる　支え合いのまちづくり　～地域共生型社会システムの深化・推進～　」とします。

２　６つの視点

　改訂版においても、次の６つの視点をもって基本理念を推進していきます。

（１）住民や地域の主体性を育み活かす

（２）地域共生社会の実現を目指す

（３）地域の多様性を考慮し、特性を踏まえて課題に対応する

（４）分野を超えた連携を進める

（５）情報発信により、あらゆる機会を地域福祉の接点とする

（６）住民の立場に立って地域での生活支援を行う

３　地域福祉に関わる様々な立場と４つの段階

　地域福祉に関わる様々な立場　住民、地域、専門職、社協、行政　それぞれの立場で地域福祉に携わることが大切です。

地域福祉に関わる４つの段階　それぞれの段階で、地域福祉に関わる様々な立場の人が、以下のような視点を持つことが大切です。

知る　地域生活課題や取組を知る。専門職、社協、行政は地域や専門外のことに目を向ける。

関心を持つ・意識する・探す　情報を集め、自分にできることを考える。地域や専門外の人と情報を交換する。

参加する・行動する　地域の活動に参加する。相談する。活動に参加できる環境を整える。

創造する・つなげる　課題の解決に向けて、新たな活動をはじめ、仕組みをつくる。

４　基本目標

基本目標１　地域の支え合いの仕組みづくり

　地域福祉の推進には、住民や地域、専門職、社協、行政などが連携して、地域生活課題を解決していく必要があります。そのため、多様な主体による地域福祉活動の促進や、課題を受け止める包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるため、コミュニケーションの円滑化を図る施策や、権利擁護、災害時に向けた対策を進めます。

基本目標２　地域福祉の担い手づくり

　地域福祉の推進には、その担い手となる人材を確保・育成することが不可欠です。地域への関心を高め、活動への参加を促進する住民福祉教育を推進するとともに、福祉的な支援の提供や、コーディネートの要となる、専門人材の確保・育成を図ります。また、育成した人材を着実に活躍の場につなぐ仕組みの検討を進めます。

基本目標３　誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

　高齢者や障がいのある人なども、生きがいを持ち、活躍できる地域づくりが求められています。誰もが安心し、不安や悩みを共有できる居場所づくりや、年齢や、障がいの有無などに関係なくあらゆる市民が多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進します。

基本目標４　地域福祉を推進するための基盤づくり

　昨今の、多種多様で複合化した地域生活課題に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながる「地域のつながりづくり」＝連携強化を推進します。連携強化に当たり、社協の事務局機能の強化を行います。また、「地域のつながりづくり」を推進することで、支援が必要なときに声を上げられる、発見することができる、福祉風土を醸成していきます。

５　計画の体系

　基本目標１　地域の支え合いの仕組みづくり

　基本的な考え方１　多様な主体による地域福祉活動の促進

　重点取組１　ボランティア活動の促進

　基本的な考え方２　包括的な相談支援体制の充実

　重点取組１　総合相談体制の推進、重点取組２　多分野の連携によるネットワーク形成

　基本的な考え方３　暮らしを支える環境整備

　重点取組１　相互理解の促進と意思疎通の円滑化、重点取組２　認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進、重点取組３　ヤングケアラー支援の推進、重点取組４　福祉的支援による再犯防止の推進、重点取組５　避難行動要支援者対策の推進

基本目標２　地域福祉の担い手づくり

　基本的な考え方１　地域福祉に関わる人材の裾野拡大

　重点取組１　住民福祉教育の推進

　基本的な考え方２　福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

　重点取組１　専門人材の確保・育成、重点取組2　事業所の体制強化

　基本的な考え方3　地域福祉人材を活躍の場に着実につなぐ仕組みの検討

　重点取組１　地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり

基本目標３　誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

　基本的な考え方１　社会参加・就労につなげる仕組みの構築

　重点取組１　居場所・社会参加の機会の拡大、重点取組２　生きがい・就労機会の創出

基本目標１～３の実施を支援するために

基本目標４　地域福祉を推進するための基盤づくり

基本的な考え方１　福祉風土の醸成

重点取組１　住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化、重点取組２　支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築

第4章　基本目標・施策の展開

　第４章では、第３章の「計画の体系」に基づいた重点取組や主な事業について、イメージやそれぞれの立場の役割を説明しています。また、基本目標や基本的な考え方ごとに指標を設定しています。

基本目標１　地域の支え合いの仕組みづくり

　地域の関わり合いの希薄化が課題として挙げられています。地域の支え合いの仕組みづくりやボランティア活動など地域福祉への住民参加により、誰もが安心して暮らせる地域をつくることが求められます。

様々な主体が地域福祉に関わり、地域生活課題の解決につなげることや、困りごとを抱える人が確実に支援に結びつく相談体制の構築が求められます。

あらゆる市民が自分の意思や権利を尊重され、また災害時にも安全に避難できる支援体制の構築も求められます。

成果目標

成果指標名　今後、ボランティア・市民活動やＮＰＯ活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合、現状値　59.3％、目標値　現状値から上げる

成果指標名　生活上の悩みや不安を家族や親戚以外にも相談できる市民の割合、現状値　66.9％、目標値　現状値から上げる

基本的な考え方１　多様な主体による地域福祉活動の促進

　住民や地域、企業、専門職などの多様な主体によるボランティア活動や地域福祉活動を促進するため、福祉に関する情報発信や、地域のニーズとのコーディネート機能を強化し、地域の支え合い活動や居場所づくりを行う団体等の立ち上げ、活動支援を行うとともに、社会福祉法人や企業などと連携した取組を推進します。

重点取組１　ボランティア活動の促進

　様々な住民にボランティア活動への参加を促進したり、地域生活課題の解決の一助にボランティアの協力をいただくためにボランティアの育成・養成を行うなど、ボランティアセンターの機能強化を引き続き進めます。また、社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進や、企業との様々な形での連携を強化し、福祉専門職や福祉分野以外の企業も地域福祉の担い手としての活躍を促進します。

主な事業

1. ボランティアセンターの機能強化

普段の暮らしの中で困りごとを感じている人と、ボランティアセンター登録者とをマッチングして、支援策や解決につなげる「コーディネート機能の強化」や、ボランティア講座や講演会の開催などボランティア活動者の育成・養成を図り、「地域ふれあいサロン」や子どもの居場所づくりなど、様々な世代の人が気軽に集うことのできる居場所づくりや、地域の困りごとを地域住民の力で解決する「お助け隊」といった住民主体の支え合い活動の立ち上げ、活動・ネットワーク支援を行います。

また、市内にはとよた市民活動センターをはじめ、ボランティア活動者を支援する様々な団体（中間支援組織）があります。そうした団体間の連携を促し、多様な困りごとやボランティアのニーズへ対応できるネットワークを構築します。

② 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人などがその専門性やノウハウ、ネットワークなどを活かし、地域生活課題の解決に貢献する取組を促進します。

③ 企業による社会貢献活動の促進

企業などとの連携による高齢者の見守り活動である「豊田市ささえあいネット」や、「共働によるまちづくりパートナーシップ協定（包括連携協定）」企業や「とよたSDGｓパートナー」などと連携し、職場や事業所単位での地域活動や福祉に関する取組への協力を促進します。

評価指標

評価指標名　社協ボランティアセンター登録者数、現状値　503グループ（24,825人）

・276人、目標値　現状値から登録者数を増やす

評価指標名　社会貢献活動に取り組んでいる法人・団体数、現状値　2,468法人・団体、目標値　現状値から法人・団体数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

ボランティア活動の情報を取得する。ボランティア活動や助け合い活動を実施する。地域の居場所づくりや支え合い活動に取り組む。

地域

ボランティア・助け合い活動を推進する。社会福祉法人や企業などと連携した地域活動を実施する。地域の居場所づくりや支え合い活動に取り組む。

専門職

ボランティアセンターと連携を図り、困りごとを解決する。地域の居場所づくりや支え合い活動を支援する。社会福祉法人による地域における公益的な取組を実施する。

社協

住民参加の手段として、ボランティアセンター運営委員会を開催する。ボランティアコーディネート機能の充実を図る。ボランティア講演会や講座を行い、ボランティアを育成・養成する。中間支援組織や企業との連携強化を図る。地域の居場所づくりや支え合い活動の立ち上げや運営の支援、団体同士のネットワークを支援する。

行政

社会福祉法人への公益的な取組事例の情報提供、指導監査時の働きかけなどを行い、公益的な取組の推進を図る。「豊田市ささえあいネット」登録事業所数の増加・活性化を図る。

包括連携協定企業やとよたSDGｓパートナーの活動支援を行う。

基本的な考え方２　包括的な相談支援体制の充実

　多様化・複雑化する地域生活課題に対応するためには、身近な地域で困りごとを発見し、受け止め、支援に結びつけることが大切です。引き続き、住民の身近な場所に相談窓口を設置したり、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築することで、適切な対応に導くことが求められます。

重点取組１　総合相談体制の推進

　地域生活課題には、従来の福祉の枠組みに収まらないような内容のものが増えており、また、福祉に関するちょっとした困りごとや、生活困窮や虐待などの生死に関わるようなケースなど、「どこに相談すればいいのか分からない」といった悩みの声も聞かれます。そのため、住民に身近な場所で総合的な相談に応じることができる体制の整備を行うとともに、多機関連携による適切な支援や地域づくりを推進します。

主な事業

① 重層的支援体制推進事業の着実な実践

市役所本庁舎（福祉総合相談課）及び住民により身近な各支所（福祉の相談窓口）に総合相談窓口を設置し、社協CSWをはじめ様々な相談支援機関による「包括的相談支援」体制を構築します。また、複合化・複雑化した課題に対しては、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」、「参加支援」、「地域づくり」事業の着実な実践を通じて、属性や世代を問わず受け止め、関係する支援機関が連携した重層的支援体制を推進していきます。

1. 包括的な支援体制を支えるデジタル化の促進

限られた人材で多種多様な地域生活課題に関する相談に対応するため、効率的・効果的な相談システムの構築、地域資源のデジタルマップ化及び活用等を推進し、業務の効率化・負担軽減を図るとともに、福祉データのオープンデータ化により、民間事業者の自由な発想による新たなサービス構築を促していきます。

評価指標

評価指標名　総合相談窓口相談件数、現状値　573件、目標値　現状値より相談件数を増やす

評価指標名　アウトリーチ支援数、現状値　0回、目標値　現状値より支援数を増やす

※R2、R3実績はコロナ禍という特殊状況下の数字のため、計画策定時の数字での比較とする。

それぞれの立場の主な役割

住民

身近なところで困っている人や世帯がいることを知る。自分たちで解決できない地域生活課題（困りごと）を見つけたら、専門機関や相談窓口へつなげる。

地域

困っている人や世帯を地域で支える意識を醸成する。相談窓口や、困りごとを住民同士で解決する方法などを周知する。

専門職

様々な分野の専門職が参加する研修会に参加し、顔の見える関係を構築する。自分の分野だけでは対応が難しい地域生活課題（困りごと）も専門機関や相談窓口へ確実につなげ、連携して取り組む。

社協

コミュニティソーシャルワーカーによる身近な地域での相談支援、コーディネートを行う。住民主体の支え合いの地域づくりに向けた支援を行う。

行政

相談体制の充実と各機関の機能強化を図る。住民の身近な地域に相談窓口を開設し、相談支援、複合的な課題のコーディネートを行う。デジタル技術を導入・活用する。

重点取組２　多分野の連携によるネットワーク形成

　昨今の複雑・複合化した地域生活課題を解決するには、様々な分野の職種がつながり、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進めます。

主な事業

① 多職種連携研修・会議の充実

「消防と福祉」、「医療と介護」、「司法と福祉」など、より近い地域で活躍する専門職同士が集まって研修や会議を行うことで、お互いの役割の再確認や課題の共有を日常化し、問題発生時に専門職同士が連携し合える「顔の見える関係づくり」を推進します。

評価指標

評価指標名　多職種連携研修・会議の開催回数、現状値　101回、目標値　現状値

より開催回数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

自治区長、民生委員・児童委員など、それぞれの立場で地域ケア会議などに参加する。

地域の中で互いを支え合える仕組みをつくり、関係機関とのつながりを持つ。

専門職

多職種連携を強化する場に参加する。日頃から多職種間での情報共有や関係づくりを行う。

社協

多職種が連携する場に参加する。日頃から多職種間での情報共有や関係づくりを行う。多職種が連携する場を開催する。

行政

多職種が連携し、課題を解決するためのネットワークづくりを行う。多職種が連携しやすいよう、連絡ツールを導入・推進する。多職種が連携する場を開催する。多職種が連携する場に参加する。

基本的な考え方3　暮らしを支える環境整備

　年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、誰もが地域で自立して、安心して生活するためには、あらゆる暮らしの障壁となるものをできる限り取り除くことが求められます。そのため、地域での相互理解や意思疎通を円滑にする取組や、判断能力が十分ではない人であっても権利を保障する制度の利用促進、重層的支援体制推進事業によるヤングケアラーへの支援や再犯防止の推進、災害時でも確実に避難できるような環境整備を進めます。

重点取組１　相互理解の促進と意思疎通の円滑化

　本市は、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが地域や社会とつながり、個性や能力を生かして自分らしく暮らしていけるよう、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図るため、令和２年度に「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する条例」を制定し、条例に基づく行動計画を策定しました。

主な事業

1. 相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する行動計画の推進

「相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する行動計画」に基づき、市民・事業者向けの体験講座や意思疎通支援ツールの活用などを通じ、要配慮者に関する理解の促進及び意思疎通支援の実践を推進していきます。

評価指標

評価指標名　理解啓発事業の実施数、現状値　６回、目標値　現状値より実施数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

障がい理解や意思疎通手段を学ぶ講座に参加し、必要な配慮や手段を理解する。要配慮者への理解や意思疎通手段を意識し、日頃の関係づくりを進める。

地域

地域に住む要配慮者を把握し、必要な意思疎通手段に向けた対応等について理解や準備を進める。行事や情報発信を行う際に適切な意思疎通手段を用い、情報保障や意思疎通の円滑化に努める。

専門職

意思疎通手段を学び、要配慮者への理解や円滑な意思疎通を進め、信頼される関係づくりを行う。サービス提供や情報発信など事業を行う際に、適切な意思疎通手段を講じる。

社協

実践教室等を通じ、相互理解と意思疎通の円滑化に関する啓発を進める。サービス提供や情報発信など事業を行う際に、適切な意思疎通手段を講じる。

行政

「相互理解の促進と意志の疎通の円滑化に関する行動計画」に基づき様々な

支援策を推進する。「ユニバーサル市役所とよたガイドライン」に基づき行動する

重点取組2　認知症高齢者、障がい者などの権利擁護

　認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人が増加しています。また、企業城下町として発展してきた都市特性から、親族等が遠方で頼ることができない人や単身高齢者など身寄りのない市民も多く生活しています。判断能力が十分でなくなってもその人の権利が擁護され、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、市民の「成年後見制度」の理解を高めるとともに、より利用しやすい仕組みづくりや市民後見人の育成などを促進し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の推進を図ります。

主な事業

1. 多様な主体が権利擁護支援に関わることができる仕組みづくり

身寄りのない方の支援など今後増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、成年後見制度に求められてきた「財産管理・意思決定支援・適切な支援の管理」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体が特性を活かして各支援を分担・連携する仕組みづくりを進めていきます。

評価指標

評価指標名　成年後見制度相談者数、現状値　271人、目標値　現状値から相談者数を増やす

評価指標名　多様な主体が権利擁護支援に関わることができる仕組みづくり、現状値　仕組みがない、目標値　仕組みの構築

それぞれの立場の主な役割

住民

成年後見制度について理解する。身近に支援を必要とする人がいる際、本人の意思決定について配慮する。市民後見人養成講座に参加する。

地域

成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげる。支援をする際に本人の意思決定について配慮する。市民後見人の活動を理解し、その活動に協力する。

専門職

成年後見制度の利用が必要な人を成年後見支援センターにつなげる。サービス提供をする際に本人の意思決定について配慮する。市民後見人の活動を理解し、市民後見人とともに支援を行う。

社協

中核機関として、成年後見支援センターの運営を行う。セーフティネットとして、法人後見を行う。市民後見人の養成・育成や活動支援を行う。

行政

中核機関として、市民後見人の仕組みを含めた権利擁護に関する全市的な体制を整備する。

「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」を開催する。意思決定ポイント集の普及を行う。

重点取組３　ヤングケアラー支援の推進

　ヤングケアラーについては、家庭内の問題として表面化しにくいこと、また、社会的認知度が低く、本人や周囲が気づけないことから、なかなか相談や支援につながらないといった現状がありました。こういったことから、ヤングケアラーに関する正しい理解の促進、社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握から適切な支援へつなげる仕組みづくりを推進します。

主な事業

1. ヤングケアラー支援体制の構築

教育機関や支援機関などと連携し、子どもの権利の視点からの周知啓発やアセスメントシートを活用した早期発見・把握を進めるとともに、重層的支援会議による多機関協働で世帯全体の適切な支援の検討、子どもに寄り添う居場所の確保など、ヤングケアラーの発見・把握から支援までの一貫した支援体制を構築していきます。

評価指標

評価指標名　ヤングケアラー支援体制の構築、現状値　未構築、目標値　体制の構築

それぞれの立場の主な役割

住民

ヤングケアラーについて知り、相談に乗ったり、居場所づくりに取り組む

地域

ヤングケアラーについて知り、相談に乗ったり、居場所づくりに取り組む

専門職

ヤングケアラーへの理解を深め、支援に取り組む

社協

身近な地域でヤングケアラーを含む世帯全体の相談支援、コーディネートを行う

行政

ヤングケアラーの支援体制を構築し、様々な機関と連携して支援に取り組む

重点取組４　福祉的支援による再犯防止の推進

　誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、生活困窮や社会的孤立などから再犯に及ぶことがないよう、刑事司法関係機関と連携協力し、福祉的な支援も活用しながら円滑な地域移行を推進できるよう支援体制を構築していきます。

主な事業

1. 刑事司法関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

検察庁や矯正施設などから福祉的な支援が必要な人が釈放・退所する際に、市の支援機関に確実につなげられ、適切な福祉サービスの導入が図られるよう、刑事司法関係機関と連携を密にし、事前の情報共有や重層的支援会議による多機関協働での適切な支援の検討など、再犯防止に向けた支援体制を構築していきます。

評価指標

評価指標名　刑事司法関係機関と連携した支援体制の構築、現状値　未構築、目標値　体制の構築

それぞれの立場の主な役割

住民

保護司、協力雇用主など、それぞれの立場で支援を行う

地域

受け皿としての居場所づくりなどに取り組む

専門職

行政と連携して必要な福祉サービスの提供や支援を行う

社協

行政と連携して必要な支援をコーディネートする

行政

刑事司法関係機関と連携を密にし、福祉的な支援をコーディネートすることで円滑な地域移行を行う

重点取組５　避難行動要支援者対策の推進

　災害時には、高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難で支援を必要とする人（避難行動要支援者）がいます。これらの人を安全かつ円滑に避難させるには、日頃からの地域の関係づくりが大切です。そのため、個別支援台帳を作成・活用し、支え合いの地域づくりを進めます。

主な事業

1. 地域の関係者と連携した支援体制モデルの展開

避難行動要支援者の支援体制づくりを促進するために、自治区や自主防災会、民生委員・児童委員、消防団などと取り組んできた支援体制モデルの展開を図るため、事例集の作成・活用や出前講座の開催、自治区などで行われる防災訓練等の場で、避難行動要支援者の避難支援体験の実施などを支援します。

評価指標

評価指標名　支援モデル事例集の作成、現状値　未作成、目標値　事例集の作成

評価指標名　出前講座等（防災訓練支援含む）の実施数、現状値　０回、目標値　現状値より実施数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

となり近所の人と日頃からあいさつをするなど、地域で顔の見える関係づくりを進める。

地域の支援者として、身近に住む避難行動要支援者を支援する。

地域

防災訓練等に避難行動要支援者対策の視点を盛り込む。個別支援台帳を活用した見守りなどの地域活動を行う。

専門職

地域と連携した取組に積極的に参加する。福祉事業所の場合、災害時にサービス利用者の支援を行う。

社協

避難行動要支援者体験の周知や、必要に応じて体験時のサポートを行う。災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げる。

行政

避難行動要支援者名簿制度や個別支援台帳の活用事例を周知する。避難行動要支援者の視点を盛り込んだ地域の防災訓練等を支援する

基本目標２　地域福祉の担い手づくり

　2025年には豊田市の75歳以上の人口が2010年比で2倍以上に増加（「2025問題」）し、2040年にかけて高齢者人口が増加し続けると予想されます。高齢者の急増による、医療・介護サービスの供給不足や社会保障費の増加、郊外型団地のオールドタウン化、山村地域の過疎化や集落機能の弱体化が危惧されます。また、若年層の転入人口の家族形成期世代の転出超過が続けば、地域の担い手不足や、地域の活力の低下、まちづくり活動の停滞が危惧されます。

高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯や要支援・要介護認定者、認知症の人も増加傾向にあり、ますます専門人材の確保・育成が必要となってきます。

市民の地域福祉に対する関心を高め、活動に参加するための働きかけや、事業所と連携した福祉の専門人材の確保・育成が必要となっています。

成果目標

成果指標名　今後、地域活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合、現状値　68.9％、目標値　現状値より割合を増やす

基本的な考え方1　地域福祉に関わる人材の裾野拡大

　新型コロナウイルス感染症の影響により、減収・失業による生活困窮状態の深刻化が進み、地域のつながりの希薄化や社会的孤立の拡がりを見せています。そうした中、福祉に関する専門職はもちろん、住民の中からも、地域福祉に目を向け、行政や社協と一緒になって地域生活課題の解決に取り組む人を募っていくことが求められます。このような人材を増やしていくために、地域福祉に興味・関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進めます。

重点取組１　住民福祉教育の推進

　様々な年代・立場の住民が地域福祉に関心を持ち、気軽に参加することができるよう、地域参加へのステップを示した「地域福祉活動実践の手引書」の活用や、子どもの頃から福祉の心を育む「福祉実践教室」を実施します。また、現在地域で活躍する人材を輩出している「とよた市民福祉大学」を継続して実施します。

主な事業

① 地域福祉活動実践の手引書の活用

地域福祉活動に参加してみたい人、現在活動していて課題を抱えている人が活用できるような、市内の先進事例などを掲載した手引書を作成し、活用を図ります。

② 小中学生などを対象とした福祉実践教室の充実

市内の小中学生や高校生を対象に、福祉に関する興味・関心を育む福祉実践教室を開催します。今までの体験を中心としたプログラムに加え、障がいのある人や高齢者などと交流するプログラムも実施し充実を図るとともに、困ったときは助けを求める、相談することの大切さも合わせて啓発していきます。

③ とよた市民福祉大学の推進

「福祉入門コース」「家庭介護コース」から成る、とよた市民福祉大学を地域福祉活動のはじめの一歩になるよう継続して実施します。地域ごとの課題解決につながるよう、修了生の活躍に向けた支援をします。

評価指標

評価指標名　福祉実践教室の交流プログラムの開催数、現状値　40校87回、目標値　現状値より開催数を増やす

評価指標名　とよた市民福祉大学修了生の数（延べ）、現状値　332人、目標値　現状値より修了生の数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

地域福祉活動実践の手引書を活用して地域活動に参加する。とよた市民福祉大学など、地域福祉に関する講座やイベントに参加する。

地域

地域福祉活動実践の手引書を活用して地域活動の活性化を図る。学校など福祉関連組織と連携した福祉実践教室を実施する。

専門職

福祉実践教室に協力し、小中学生に向けた福祉教育・交流を図る。地域福祉の理解につながる情報を発信する。

社協

地域福祉活動実践の手引書を活用し、地域活動の支援を行う。福祉実践教室に交流などの機会を増やし、内容の充実を図る。福祉実践教室を通じて、支援を求める声を上げやすい風土づくりを行う。とよた市民福祉大学を推進する。

行政

社協と連携し、福祉実践教室のプログラムを推進する

基本的な考え方2　福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

　2050年問題といわれるように急速な高齢化の進行により、今まで以上に福祉的な支援のニーズが高まっています。また、福祉分野で扱わなければならない課題が広がる一方で、福祉に携わる専門人材が不足しています。誰もが安心して地域で暮らしていくためには、「専門人材の確保」が急務となっています。福祉事業所などと連携し、専門人材を確保・育成するための取組が求められます。

重点取組１　専門人材の確保・育成

　本市でも福祉分野における人材不足が課題となっており、体系的な人材確保・育成が求められます。国内人材の確保に向けた総合的な取組の推進や、今後活躍が期待される外国人介護人材の受入れを支援します。また、専門人材のスキルアップを図る研修や、民生委員・児童委員の活動がしやすい環境づくりを進めます。

主な事業

① 国内人材を確保するための総合的な取組の推進

事業所や学校、就労支援組織などと連携し、福祉の仕事や職場に関する情報発信や説明会の実施、体験講座や研修により、新たな人材の育成や有資格者の掘り起こしなどを行います。

② 外国人介護人材の受入れ支援

福祉分野で活躍する外国人介護人材の確保・育成を図るため、国の動向等を注視しつつ、介護事業所との効果的な受入れに関する情報共有を図るとともに、日本語学習支援講座や介護福祉士国試対策支援などを実施します。

③ 専門人材を育成するための総合的な取組の推進

専門人材のスキルアップや孤独・孤立、ヤングケアラーなど新たな課題を含む担当分野以外の地域福祉全般について理解を深められるよう、研修の実施、法人等で行う研修の開催支援、参加促進に向けた周知を行います。

④民生委員・児童委員の活動環境の改善推進

相談事例集の活用促進に加え、先進事例等の研究を進めるなど、引き続き、地域の見守りなどの要となる民生委員・児童委員の負担軽減策を検討していきます。

評価指標

評価指標名　担い手を確保するための取組の参加者総数（延べ）、現状値　1,321人、目標値　現状値より参加者総数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

福祉に関する講座やイベントなどに参加する。

地域

民生委員・児童委員の活動への協力を行う。

専門職

多職種連携研修などに参加する。日頃から多職種間での情報共有や関係づくりを行う。

社協

介護サービス機関連絡協議会の事務局として取組を支援する。初任者研修やヘルパートライ講座など人材確保に関する研修の充実や周知に協力する。福祉実践教室を通じて、児童・生徒に対して福祉や介護の魅力を知っていただく機会をつくる。

行政

人材確保・育成のための様々な取組を総合的に推進する。多職種連携研修実施のコーディネートや支援、情報提供をする。民生委員・児童委員の活動環境を把握し、改善を進める。

重点取組２　事業所の体制強化

　市内の地域福祉を推進し、市民が身近なところで安心して生活するためには、福祉サービスを提供する事業所の協力が不可欠ですが、その多くは中小事業所です。支援を必要とする市民をサポートするためには、各事業所の体制を強化する必要があります。

複数の事業所による合同研修の実施や、各現場での生産性の向上を図る先進技術の導入・活用などにより、一つひとつの事業所が、支援を求める人を確実に支えられる環境をつくります。

主な事業

① 中小事業所による共同事業化・生産性向上への支援

研修、地域活動、災害時の対応など、単独では実施が困難な事業について、社会福祉連携推進法人制度の周知や、複数の事業所が連携して取り組むことができるよう支援を行います。また、ＩＣＴやロボットなどの先進技術の福祉現場への導入を支援し、これまで労力のかかっていた事務作業などを見直すことで、業務の効率化や生産性の向上を図ります。

評価指標

評価指標名　他の法人と共同で事業（研修など）を行っている法人数、現状値　57法人、目標値　現状値より法人数を増やす

それぞれの立場の主な役割

専門職

事務作業などの効率化につながるＩＣＴ・ロボットなどの先進技術を活用する。合同研修を開催するなど、事業所間の連携を強化する。

社協

介護サービス機関連絡協議会の事務局として、中小事業所のニーズを把握する。

行政

ＩＣＴ・ロボットなどの先進技術の活用を促進する。中小事業所のニーズを踏まえ、中小事業所による合同研修の開催などを支援する。社会福祉連携推進法人制度の周知・活用支援を行う。

基本的な考え方3　地域福祉人材を活躍の場に着実につなぐ仕組みの検討

本市では、地域福祉に関わる人材の確保・育成として、社会福祉協議会の取組で福祉実践教室やとよた市民福祉大学などを行っています。

また、専門人材の確保・育成では、社会福祉協議会が実施する初任者研修やヘルパートライ講座、行政と社会福祉協議会で実施する介護の仕事相談会や介護の仕事セミナーなど段階的かつ総合的に取り組んでいます。

しかし、2025年が間近に迫る中、地域福祉に関わる人材や専門人材をより一層、活躍の場につなぐ必要があります。

重点取組１　地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり

　ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員など「専門人材の確保・育成」について、人材を着実に活躍の場につなぐことが求められます。そのため、より一体的に、段階を踏みながら人材の確保・育成を進め、登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくりを進めます。

主な事業

1. （仮称）地域福祉人材センターの検討

社会福祉協議会において、ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材、介護職員など専門人材の確保・育成を一体的に行うとともに、育成した人材が地域で活躍できるよう、地域課題の情報を集約・提供し、登録・マッチングなど活動支援できる仕組みを検討していきます。

評価指標

評価指標名　地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みの構築、現状値　未構築、目標値　仕組みの構築

それぞれの立場の主な役割

社協

市内で行われている人材確保・育成に関する研修等を調査する。関係機関・団体との調整・整理を行う（ボランティアセンターとの機能整理含む）。地域福祉の担い手と専門人材について体系整理をする（地域医療人材育成センターとの連携含む）。人材確保・育成に関する情報集約、登録、マッチングなど活動支援の仕組みを検討する。

行政

社協と共に人材確保・育成から活躍の場まで着実につなぐ仕組みを検討する。

基本目標３　誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

地域共生社会の実現を目指すには、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが地域で活躍できる仕組みが求められます。

本市では、今後急速な後期高齢者数の増加や高齢化率の上昇による人口構成の変化が見込まれており、これらの住民が社会と接点を持ち続けることが大切になっています。

また、孤独・孤立感を抱える人やヤングケアラーの支援として、社会参画の第一歩、安心できる場所としての居場所づくりなどが求められています。

地域の様々な居場所づくりや、これまでの概念にとらわれない働き方を実現していくことが求められます。

成果目標

成果指標名　「身近に集える場所」について「特にない」と回答した市民の割合、現状値　31.5％、目標値　現状値より割合を下げる。

基本的な考え方１　社会参加・就労につなげる仕組みの構築

　高齢者や障がいのある人、ヤングケアラー、ひきこもりなど、あらゆる人が地域で居場所を見つけ、活躍できるよう、従来の地域ふれあいサロンなどに加え、様々な形の居場所をつくります。また、年齢や障がいの有無などに関わらず働くことができるよう、中間的就労も含め、多様な働き方を推進する取組を進めます。

重点取組１　居場所・社会参加の機会の拡大

　多世代が交流できる地域の居場所づくりなどの取組を一層促進し、あらゆる住民が地域で自分の居場所を見つけ、孤立を防ぐことが求められます。また、認知症の人を支援するプロジェクトの実施や、共生型サービスなど、新たな社会参加を生む居場所づくりを進めます。

主な事業

① 多様な多世代が交流・活躍できる居場所の展開

「地域ふれあいサロン」や「子ども食堂」、CSWによる地域の特色や地域資源を活用した住民主体の多様な居場所づくり支援、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用した「ずっと元気！プロジェクト」の展開など、様々な世代の人が気軽に集うことのできる居場所の拡充を図るともに、孤独・孤立感を抱える人やヤングケアラーに対する居場所や活躍できる場の創出を推進していきます。

② 認知症の人の社会参加を応援するプロジェクトの推進

民間企業やチームオレンジなどと連携し、認知症の人が役割を持って社会に参加できる場づくりや、住民や地域へ向けた認知症理解につながる取組を一層推進します。

評価指標

評価指標名　多様な多世代が交流・活躍できる居場所の総数、現状値　382か所、目標値　現状値より居場所の総数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

仲間同士で様々な居場所に参加したり、居場所づくりに取り組む

地域

認知症カフェなど地域生活課題に応じた居場所づくりに取り組む

専門職

地域交流スペースなどを活用し地域住民の居場所づくりを支援する

社協

地域ふれあいサロンや子ども食堂等子どもの居場所づくりなど地域の多世代が交流できる居場所づくりを推進する。CSWによる住民主体の多様な居場所づくりの支援を行う。

行政

認知症の理解促進など、総合的な取組を推進する。「共生型サービス」、「ずっと元気！プロジェクト」などの実施支援を行う。

重点取組２　生きがい・就労機会の創出

　高齢者や障がいのある人、生活困窮者なども、社会や地域で活躍できる役割があることで、生きがいを見つけることができます。多様な就労支援組織との情報共有や、福祉分野以外との連携、様々な働き方の周知・啓発及び導入支援により、多様な生きがい・就労の場づくりや、その支援を進めます。

主な事業

① 就労支援組織のネットワークの強化

就労に関する様々な支援機関が情報を共有・連携し、それぞれの強みを活かした支援が行えるよう、各機関の情報交換等を通じて、ネットワークの強化を図ります。

② 高齢者などが生きがいを持って働くことができる場の確保

企業を退職した高齢者などが、これまで培った技能などを活かして働くことのできる機会や、健康維持や社会参画なども目的とした、より緩やかな働き方ができる機会を創出します。

③ 他分野との連携による多様な就労の機会の確保

地域課題や他分野の企業とのマッチングを図り、障がいのある人などの就労者の生きがいづくりや自立支援へつなげます。

④ 福祉的な支援が必要な人の生きがい・中間的就労支援の推進

さまざまな課題を抱えており、すぐに一般企業などで働くことが難しい人に対して、「とよた多世代参加支援プロジェクト」などと連携し、個々の抱える課題や状況に応じた居場所づくりや一般就労に向けた就労訓練や実習の場を提供します。

シルバー人材センター「内職サロン」のイメージ

シルバー人材センター内に「サロン（交流の場）」を開設し、会員の交流会や内職作業など自由に活用できる場を準備し、人・社会とのつながり、働ける喜び、報酬などを提供することで、“仕事ができるサロン”として生涯現役を応援します。

「とよた多世代参加支援プロジェクト」

福祉サービス事業所はじめ多分野の企業などの横連携により、公的サービスでは対応しきれない支援ニーズに対応するサービスを創出・提供することで、高齢、障がい、子ども、生活困窮など様々な課題を抱える人が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して令和３年３月に設立。重層的支援体制推進事業の参加支援事業の一部を担っています。

評価指標

評価指標名　生きがい・就労支援の実施数、現状値　０回、目標値　現状値より実施数を増やす

それぞれの立場の主な役割

住民

高齢者はこれまで培った経験や技能を活かして働く。障がい者は障がいの特性を踏まえ、就労などの社会参加をする。多様な人が就労できるように、配慮や気づかいをする。

地域

高齢者や障がい者の団体などで、多様な就労について理解を深める。多様な人が就労できるよう、ボランティアなどとして支援する。

専門職

一般的な就労が難しい人に、多様な就労の場を紹介する。

社協

就労支援に必要な機関との情報共有・連携を強化する。生活困窮者の就労を支援する。

行政

就労支援組織のネットワーク強化を図る。他分野との連携により、多様な就労の場づくりを進める。

基本目標４　地域福祉を推進するための基盤づくり

　基本目標１から３を実施するには、地域福祉を推進する基盤づくりが必要です。その基盤づくりには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながる「地域のつながりづくり」が重要となります。

「地域のつながりづくり」を推進することで、支援が必要なときに声を上げられる、発見することができる、福祉風土を醸成していきます。

基本的な考え方１　福祉風土の醸成

　地域生活課題が多様化・複雑化する中、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていくことが求められます。

そこで、地域住民や住民組織、企業といったあらゆる分野の団体などが福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参画する「地域共生社会の実現」に向けた住民福祉教育の推進や、困ったときは助けを求めても良い、支援を求める声を上げやすい環境整備といった「福祉の風土づくり」が必要となります。

重点取組１　住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化

社協は、住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやＮＰＯなど、あらゆる地域の関係者と地域福祉を進める協働・協議の場をつくる役割があります。

そのため、多様な主体の参画を得て、課題解決に向けた地域福祉活動が実践できるように働きかけを行います。

主な事業

① 社会福祉協議会のネットワーク機能の強化

社協は、多様化する課題に対応するため、分野を特定せず、様々な団体と手を携え、課題解決に取り組むことが求められます。そのために、多者協働の場づくりが必要となっています。

地域の課題や資源を把握し、ニーズに応じた企画の立案や社会資源の開発・調整等を行いながら、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催して、身近な地域で専門職と地域住民が協働し、見守りや居場所づくりなどの取組を支援します。

1. 社会福祉協議会の事務局機能の強化

社協が多者協働の場づくりの中核を担い、多様化する課題に対応するため、社協の組織の特性を活かし、地域福祉を推進する要の役割を果たします。

重点取組２ 支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築

　包括的相談支援体制の整備により、支援を必要とする人を適切な支援機関につなぎ、多機関協働で支援する体制は整いつつあります。しかし、孤独・孤立、ヤングケアラーなど新たに顕在化してきた課題については、その社会的認知度が低かったり、表面化しづらく、発見そのものが難しいケースもあります。

そのため、地域や関係機関との連携を図り、支援が必要な場合に声を上げられ、発見につなげることができる風土づくりを進めていきます。

主な事業

① 支援を求める声を上げやすい（発見できる）風土づくり

地域や身近な居場所と連携した「出前講座」の開催など情報発信・啓発の機会を充実し、ヤングケアラーなど新たな課題の社会的認知度の向上や本人の理解促進、相談窓口や支援制度の周知を図ります。

また、地域主体・地域ならではの見守りや支え合いの仕組みづくりを支援することで、早期発見から必要な支援につながるよう取り組んでいきます。

さらに、令和５年度に本市で開催予定の「地域共生社会推進全国サミット」を契機とし、本市の地域共生社会の推進に向けた取組を広く市民に啓発していきます。

それぞれの立場の主な役割

住民

住民福祉教育の場に参加し、知識を得る。周りに困りごとを抱えた人がいないか、意識してみる。自分に困りごとがあれば、身近な相談窓口などに相談してみる。

地域

困っている人や世帯を地域で支える意識を醸成する。相談窓口や、困りごとを住民同士で解決する方法などを周知する。地域発の取組を提案し、実施する。

専門職

住民からの相談に乗り、必要な支援を行う。

社協

住民福祉教育を推進し、支援を求める声を上げやすい風土づくりを行う。住民・地域発の取組提案の実施を支援する。

行政

支援制度や相談窓口の周知・啓発を行う。住民・地域発の取組提案の実施を支援する。

第5章　さらなる基盤づくりに向けて

　第５章では、地域福祉施策の推進のさらなる基盤づくりに向けて、踏まえておくべき項目について説明しています。

１　地域福祉と持続可能な開発目標（SDGｓ）

　内閣府より選定された「ＳＤＧｓ未来都市」として、引き続き、地域福祉においても、ＳＤＧｓの視点を持って、超高齢社会の進展などの課題に対応していきます。

特に本計画と関連が強いもの

目標１　貧困をなくそう　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標３　すべての人に健康と福祉を　あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標８　働きがいも経済成長も　包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標１０　人や国の不平等をなくそう　各国内及び各国間の不平等を是正する

目標１１　住み続けられるまちづくりを　包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標１７　パートナーシップで目標を達成しよう　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

２　他分野の計画などと連動する項目

　本計画は、国が示す「地域福祉計画策定ガイドラインに基づく市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえ、福祉における基盤計画として、他の個別計画などとの整合、連動を図り、豊田市の地域福祉を推進していきます。

第２次計画策定時から改訂版までに新たに策定された特に関連が深い計画は次のとおりです。

新たに策定された特に関連が深い計画とその概要

豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

概要　 「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」に基づき、相互理解のもと配慮が自然とできる市民、事業者、市役所と、意思疎通に格差がない地域社会を目指します。

豊田市再犯防止推進計画

概要　 福祉的な支援により犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

第6章　計画の推進体制

　第6章では、本計画の推進にあたり、進行管理や評価体制について説明しています。

１　計画の進行管理

（１）推進体制

本計画は福祉に関わる各分野の基盤計画であり、位置づけられた施策や事業は多分野に渡るため、取組を着実かつ効果的に推進するには、行政内及び社協内関係各課の横断的な連携が不可欠です。

引き続き、個別計画の進捗状況を確認、整合性を図りながら、それぞれが主体性を持ち、専門的な知識・技術を活かしながら包括的な取組となるよう推進していきます。

（２）市民、地域との連携

地域福祉は行政や社協だけではなく、市民や民生委員・児童委員、自治区、地域活動団体、ボランティア、専門職、企業などが担い手となり連携・協力することが重要です。

引き続き、これらの主体に対して、多様な手段・機会を通じて、地域福祉や本計画の方向性などの情報発信を行っていきます。

２　計画の評価体制

計画の評価については、引き続き、行政が主催する「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と社協が主催する「地域福祉活動推進委員会」で、毎年活動内容や成果を報告し、評価を行います。各会議では、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

　評価に際しては、数値的な指標だけでなく、地域の取組の内容など「質」についても共有し、評価していきます。

資料編

資料編では、改訂の過程や検討を行った会議体、用語説明についてまとめています。

１　改訂の経過

年月日 実施事項

令和４年7月22日 若林地域会議　諮問・趣旨説明・意見交換

令和４年7月25日 足助地域会議　諮問・趣旨説明・意見交換

令和4年7月29日 第１回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・

第１回 豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議

議題

前期期間（令和2～3年度）の実績評価について

社会情勢の変化等について

新規・拡充する取組案について

令和４年７月29日から８月７日まで　Eモニター

令和4年9月26日 足助地域会議　答申（地域発取組提案）

令和4年9月29日 第2回 豊田市地域福祉活動推進委員会

令和4年9月30日 若林地域会議　答申（地域発取組提案）

令和4年11月25日 第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・

第3回 豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議

議題

前回のふりかえり

地域会議・Eモニターの結果について

改訂版体系案について

令和5年2月10日 第3回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・

第4回 豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議

議題

改訂版案について

２　豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　名簿

任期　令和４年７月１日から令和７年６月３０日まで

あんどう　としいち 豊田市民生委員児童委員協議会　令和４年12月6日から

いとう　だいすけ　学識経験者　日本福祉大学社会福祉学部助教

いながき　れいいち　豊田市高齢者クラブ連合会

おかだ　まさみ　豊田市民生委員児童委員協議会　令和4年11月30日まで

こうむら　 まとみ　豊田市社会福祉協議会 副分科会長

こまつ 　 りさこ　学識経験者　日本福祉大学社会福祉学部教授　分科会長

さかた　ゆきひこ　障がい者支援施設　むもん

さかもと　りょうすけ　とよた多世代参加支援プロジェクト

さごう　きょうじ　市民公募

まつもと　きよひこ　一般社団法人豊田市身障協会

みずの　かずゆき　豊田市区長会（自治区）

むらせ　 かずよし　市民公募

やまだ　みつこ　豊田市ボランティア連絡協議会

やまむら　ちかこ　学識経験者　名古屋医専教官

五十音順　敬称略

事務局　豊田市福祉部　地域包括ケア企画課

３　地域福祉活動推進委員会

地域福祉活動推進委員会　委員名簿

任期　令和４年７月１日から令和６年６月３０日まで

あんどう　ちゅうじ　下山支所推進委員会

うめむら　えつこ　豊田市民生委員児童委員協議会 副委員長　令和4年11月30日まで

えぐち　ひでかず　連合愛知豊田地域協議会

かとう　くにはる　豊田市介護サービス機関連絡協議会

きもと　みつのぶ　ユートピア若宮

さかい　やすひこ　豊田市自主防災会連絡協議会

すぎやま　かつひさ　豊田市民生委員児童委員協議会 副委員長　令和4年12月６日から

すずき　たかゆき　豊田市区長会 委員長

すずき　りか　トヨタ地域包括支援センター

なかや　こうじ　梅ヶ丘学園

ばん ゆきとし　豊田地域医療センター　地域医療人材育成センター

まつお　えいき　豊田市高齢者クラブ連合会

みつい　かつや　豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会

やくわ　ゆきお　ボランティアセンター運営委員会

やまむら　ちかこ　とよた市民福祉大学運営委員会 副委員長

五十音順　敬称略

事務局　豊田市社会福祉協議会　地域福祉推進室

４　用語説明

　あ

アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て、支援対象者の状況に応じて対面、電話など様々な手法で潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと

一億総活躍社会

若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある人も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会。また、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭、地域、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（ＩＣＴ）

Information and Communication Technologyの略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術

　か

介護サービス機関連絡協議会

介護保険制度の充実を図るため、介護サービスを提供する市内の事業所が中心となって組織する団体。会員相互の情報交換、サービスの質の向上や研修体制の充実を中心に、各サービスを提供する事業者で構成する部会活動を展開している。

協議体

地域の課題や資源を把握し、ニーズに応じた企画の立案や社会資源の開発・調整などを行いながら、多様な主体が話し合う場

グループホーム

認知症の高齢者が入居し、家庭的な雰囲気の中で自立した日常生活を営めるようサービスを提供する施設。または、障がいのある人が、主に夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を受け、共同生活を営む施設

ケアマネ

ケアマネジャー（介護支援専門員）のこと。介護保険法に位置づけられた職種であり、要支援・要介護認定者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプラン（介護サービスなどの提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う。

高齢者クラブ

地域を基盤とした高齢者の組織（いわゆる老人クラブ）。高齢者の生きがいづくり、健康づくり、相互扶助及び地域貢献活動を通じた豊かな地域づくり活動を行っている。

孤独・孤立

「孤独」は主観的概念でひとりぼっちと感じる精神的な状態。「孤立」は客観的概念で社会とのつながりのない、少ない状態。当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様。

個別支援台帳

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、地域の避難支援等関係者への情報提供に同意した人につき、１人１枚ある情報収集用の様式。行政が同意確認時に収集した詳細情報があらかじめ記載されている。顔の見える関係性をつくるために、避難支援等関係者が訪問調査し、必要な情報を追記して台帳を作成することが望ましいとされている。

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）

Community Social Workerの略称。地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人材

　さ

災害ボランティアコーディネーター

災害発生時に、被災地（者）の気持ちに寄り添ってニーズに応えるとともに、ボランティア活動を希望する人が安全に安心して活動できるよう調整する人。本市では、災害発生時に災害ボランティアセンターを立ち上げ、その運営を社協とともに災害ボランティアコーディネーターが行う。

市民後見人

判断能力が十分ではない人に寄り添い、本人だけでは難しい福祉制度などの手続きや支払いを行い、その人らしく暮らせるように生活を守る人のこと。本市では、市民後見人バンク登録者の中から家庭裁判所によって成年後見人などとして選任された市民が担う。

社会福祉法人による地域における公益的な取組

平成28年の社会福祉法の改正において、全ての社会福祉法人に対して実施の責務が課せられたもの。地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていくうえで、社会福祉法人が法人の専門性やノウハウなどを活かした多様な取組を実施することが求められている。

就労支援室

本市で就労を希望する対象者に対して、就労に関する相談、情報提供を実施する総合支援窓口

障がい者就労・生活支援センター

障がいのある人の職業的自立を図るため、障がいのある人の身近な場所で、雇用、保健、福祉、教育などの関係機関のネットワークを活用し、障がいのある人を就業と生活の両面から支援する機関

障がい者相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う人

消防と福祉の合同研修

消防職員が地域で困りごとを抱える市民を救急業務などで発見した際、消防と福祉が連携した支援により解決を図るため、消防職員と福祉関係者がお互いの業務内容を知るとともに、顔の見える関係を構築するために開催する研修

情報バリアフリー

高齢者・障がいのある人を含め、誰もがＩＣＴ（情報通信技術）を利活用し、その恩恵を享受できるようにすること

女性しごとテラスカプチーノ

あらゆる女性の「はたらく」をワンストップで応援する総合窓口の本市における愛称。転職でのキャリアアップを考えている女性、家事や育児との両立に悩む女性、離職してからのブランクに不安を持つ女性などの悩みを受け止め、再就職や転職をサポートする。

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある、原則60歳以上の人を対象に、多様な生きがい就労、就業機会の提供を進める公益法人。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、原則市（区）ごとに設置

新型コロナウイルス感染症

2019年に発生し、世界保健機関による国際正式名称をCOVID-19という。2020年に入ってから世界中で感染が拡大し、感染拡大防止に向けた外出自粛の要請や施設の使用停止など世界の経済・社会に大きな影響をもたらしている。無症状の感染者もいるが、発症した場合の症状は様々で軽症から重症まで多岐にわたる。

生活困窮者

就労・心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

成年後見・法福連携推進協議会

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいのある人の権利擁護に係る課題に対し、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援における司法・医療・福祉などの地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び行政への提言などを行うための協議会

成年後見支援センター

成年後見制度の利用を推進するとともに、制度に関する相談を受け付け、各関係機関と連携しながら支援していく相談支援窓口

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない本人について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行い、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度

セーフティネット

経済的困窮者に対して最低限の生活を続けられるようにする、生活保護などの社会保障制度

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）

　国または地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する成果連動型民間委託契約方式の一つ。ソーシャル・インパクト・ボンド（ＳＩＢ）による事業は、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その償還等が成果指標値の改善状況に連動した地方公共団体等からの事業報酬額等に応じて行われるもの。

　た

ダブルケア

育児と親の介護を同時に担うこと

地域課題解決事業

地域会議の提言により行政支所が地域課題を解決する事業を検討、行政の予算案に反映し、地域との共働で事業を実施することで地域課題を解決する仕組み

地域学校共働本部

地域と学校が連携・共働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく組織。各小・中学校に、地域コーディネーターを配置し、学校と地域の双方向の活動や共働の活動を実施する。

地域活動

行事やイベントへの参加や、清掃、美化活動など、分野を問わず、近隣の住民と関わりながら地域で活動すること

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや支え手側と受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことで、個別事例の課題検討を行う「地域ケア個別会議」と、地域に必要な取組を明らかにして施策を立案・提言する「地域ケア推進会議」がある。

地域自立支援協議会

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業の適正な実施と障がい福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークを構築し、協議する機関として設置

地域福祉活動

地域福祉が意味する「誰もが幸せを感じられる地域をつくる」ため、支援が必要な人への声かけ、見守りから、住民が自ら地域生活課題を解決するための検討、実践、仕組みづくりといった、地域活動よりも福祉に力点を置いた活動を行うこと

地域福祉計画策定ガイドライン

平成29年の社会福祉法の改正により新たに示された、市町村地域福祉計画や都道府県地域福祉計画に盛り込むべき事項を示したもの

地域福祉推進基礎組織

地域を基盤とした住民の地域福祉活動を推進する基礎的な組織。地区コミュニティ会議の福祉部会や自治区の福祉部会などがこれに当たる。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと（本計画では、将来的に、高齢者に限らず全ての地域住民を対象とする包括的な仕組みとして機能させることを目指している）

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種を配置することとしている。

中間支援組織

市民活動を促進するため、行政と市民との間に立ち、ＮＰＯなどに相談・助言や研修・講習を行う組織

中間的就労

すぐに一般的な就労をすることが難しい人のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般的な就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業のこと

超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21％を超えた社会

ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事のこと

デジタル・トランスフォーメーション（DX）

　デジタル技術で社会や生活の形・スタイルが変わること。業務そのものや組織、プロセス、文化・風土を変革していくことをいう。

デジタル・ディバイド

　ICT（情報通信技術）の活用機械や活用能力の有無によって生じる、社会的及び経済的格差のこと。デジタル・ディバイドによって生じる雇用機会や収入の差は、社会問題として広く認識されるまでに至っている。

とよたSDGｓパートナー

　豊田市とパートナー、それぞれの有する資源や知見等を生かし、共に目指すＳＤＧｓゴールや豊田市の地域課題の解決に向け、連携し、持続可能な取組や活動を推進するとともに、ＳＤＧｓの普及啓発を図ることを目的とする制度。パートナー対象は、ＳＤＧｓ達成に向けて豊田市と連携した取組や活動を実施、または実施予定がある企業・団体等。

豊田市ささえあいネット

地域の事業所など（会社や個人店など）が高齢者の見守り支援のために、協力機関として地域包括支援センターに登録を行い、地域で支え合うネットワーク

とよた市民福祉大学

地域における福祉活動の担い手を育成するために、社協が主催となって開催する講座。「福祉入門コース」と「家庭介護コース」から成る。運営は、とよた市民福祉大学運営委員会が担う。

　な

ニッポン一億総活躍プラン

平成28年に閣議決定された、全員参加型の社会の実現に向け、国の経済成長の妨げの根本にある少子高齢化の問題に取り組んでいくための計画

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人と介護する家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人

　は

伴走型支援

困りごとそのものではなく、困りごとを抱えた「その人」とつながりつづけることを目的とした支援

引きこもり

厚労省では、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）」と定義している。

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者（災害発生時などに自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要な人）の生命・身体を守るため、住所、名前などの情報を記載した名簿（対象者本人の同意を得たうえで、行政が日頃から名簿を自治区などの地域の組織や、消防団、警察などに提供する）

福祉専門職

介護福祉士、ケアマネジャーなど、高齢者や障がいのある人、子ども、女性、その他福祉に関する課題を抱える人に関わる職種

福祉の相談窓口

福祉に関する困りごとの相談受付と、課題を抱えた世帯の個別支援及び支え合いを目指した地域づくりのコーディネートを行う身近な地域の拠点

福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のこと

福祉部会

地区コミュニティ会議（本市内の中学校区単位に設けられ、自治区・高齢者クラブ・子ども会などの各種団体から成る組織）において、地域での福祉事業の展開を推進する組織

訪問看護

訪問看護師などが在宅で療養生活を送っている人を訪問して看護を行うサービス

　ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し､厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談などを行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

　や

ヤングケアラー

　一般的に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている事で、負担を抱え、子どもの権利が侵害されている１８歳未満の子どものこと

ユニバーサル市役所「とよた」ガイドライン

豊田市役所全体の事務事業における、障がいのある人への配慮の考え方を示したガイドライン

要支援・要介護認定者

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要で、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）にあり、介護保険の保険者である市町村が認定した被保険者のこと

要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人のこと

　わ

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

平成28年７月、地域共生社会の実現に向けた具体策の検討を加速化するために設置された組織

わくわく事業

地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度。地域の５人以上で活動する自主的なグループや市民活動団体が行う、「①まちづくりの担い手が育つこと」「②地域が活性化すること」を目的とする事業に対し、助成を行う。

第２次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（改訂版）

発行　令和５年３月

発行者　豊田市　社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会

編集　豊田市　福祉部　地域包括ケア企画課

郵便番号　471-8501

豊田市西町3丁目60番地　豊田市役所東庁舎１階

電話番号　0565-34-6787

ファックス番号　0565-34-6793

メールアドレス　hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp

社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会　地域福祉推進室

郵便番号　471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1　豊田市福祉センター内

電話番号　0565-31-1294

ファックス番号　0565-33-2346

メールアドレス　vc@toyota-shakyo.jp